

# 訪問栄養食事指導のご案内

医療法人社団白木会 木下皮フ科医院 地域栄養サポート自由が丘 管理栄養士 米山久美子 村上奈央子

FAX:03-6740-8435 電話:070-6639-1640(代)

#### \*訪問栄養食事指導とは

通院などが困難な方のために、管理栄養士がご家庭に訪問し、栄養や食事の管理及び指導を行 ものです。介護保険の場合は、月に2回までのご利用となります。

## \*訪問栄養食事指導の内容

- ★ご利用者のご家庭を訪問し、身体の状況や生活上の都合をよくお聞きし、安心できる食事の ご提案と療養生活に必要な食事環境作りを支援します。
- ★ご利用者やご家族のご意向をよくお伺いした上で、主治医(かかりつけ医)の指示に基づき、 栄養や食事の管理に係る必要な情報提供や助言並びに必要に応じ、実地指導などを行います。
- ★訪問栄養食事指導にあたっては、ご利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護 状態になることの予防になることを目指します。
- \*\*\*主に行うこと\*\*\*
- \* 食事摂取量と栄養状態のチェック
- \* 状態に合わせた食事内容、形態などの指導
- \* 栄養補助食品、介護用食品、介護食器等の紹介など
- \*\*お一人お一人に合わせたお食事、栄養のプランを立てて対応いたします!

#### \*対象者

当事業所においては、**介護保険をご利用の方のみ**となります。

#### ① 次のような食事管理が必要な方

腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、

高脂血症食、痛風食、心臓疾患などに対する減塩食、

経管栄養のための流動食、特別な場合の検査食、

嚥下困難者(そのために摂食不良となった方も含む)のための流動食、

十二指腸潰瘍に対する潰瘍食、消化器術後に対する潰瘍食、

クローン病及び潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食、

高度肥満症に対する治療食、高血圧に対する減塩食、

② 低栄養状態(やせ、アルブミンが低いなど)の改善が必要な方

# \*ご利用の料金

(1) 利用料は単一建物に対象者が 1 人の場合 1 回 5,370 円で、月2回までが保険適用分となります。介護保険では8~9割が保険給付されますので、ご利用者の負担額は 1 割負担の方ですと1回につき537円となります。

なお、生活保護などの公費を受けている方では負担額が減免になる場合があります。

(2) 訪問にかかる交通費は原則として実費負担となります。

◆事業所にご利用の依頼(電話、FAX、E-mailにて)



- ◆本人・ご家族にサービス導入の了解を得る(よろしくお願いいたします)
- ⇒本人・ご家族に対し、ケアマネジャーなどよりサービス内容、料金について説明。
  - ※医師からの指示書発行の際には、他職種同様指示書に対するコストが発生いたします。当事業所では 診療情報提供書の形となります。



基本)本人・ご家族より、主治医(かかりつけ医)に訪問栄養食事指導を 導入したい旨を伝えていただき、主治医の了解を得る。

訪問栄養食事指導を開始するには、医師からの指示のもとサービスを開始 するために、必ず医師の了解及び指示が必要です。

- ◆ご利用者の情報提供(ケアマネジャー様より当事業所へ提出をお願いいたします)
- ⇒主治医(かかりつけ医)への書類を作成する上で必要となります。
- ◎居宅サービス計画書(1)(2) ◎週間サービス計画表
- ◎介護保険被保険者証(公費負担者番号、公費受給者番号がある場合はそれらも)
- ◎身長と体重の情報



- ◆医師より管理栄養士への指示(指示書による指示)
- ⇒管理栄養士より、主治医(かかりつけ医)に対し栄養介入提案書などの書類を送付し 指示書にて指示を受ける。
  - (※指示書など医師の記入が必要な書類は、一式当事業所にて用意し医師へ送付いたします)



#### ◆サービスの開始

⇒初回訪問の日程については、ケアマネジャー様にて調整を行っていただいていますが、 当事業所でも対応可能です。



## ◆2回目からのサービス

⇒2回目からの訪問に関しては、ご利用者と管理栄養士にて調整を行い各ご利用者により サービス内容、訪問頻度を決定しサービスを提供します。

#### \*ケアマネジャーさまへ

居宅療養管理指導は区分支給限度管理外のサービスとされています。

給付管理業務には含まれませんが、「居宅サービス計画」に沿ったサービス提供を義務付けられています。

ケアプランへの位置づけ、サービス提供票の送付、担当者会議への参加などは、他の居宅サービスと同様の扱いをお願いいたします。

★不明な点などありましたら、事業所までお気軽にお問い合わせください。